おける市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一三を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇一三を、市場公募都市の平成二十五年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七二五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十五年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七二五を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七一二を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七一二を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一八を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三一八を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三三一を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇三三一を、市場公募都市の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇一七九を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇一七九を、市場公募都市の平成三十年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七二〇を、市場公募都市以外の市町村の平成三十年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇七二〇を、市場公募都市の平成三十一年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇〇三を、市場公募都市以外の市町村の平成三十一年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に〇・〇〇〇〇三を、市場公募都市の平成三十二年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三三四を、市場公募都市以外の市町村の平成三十二年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）の額に〇・〇〇三六〇を、市場公募都市の平成三十二年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇三二一を、市場公募都市以外の市町村の平成三十二年度における市町村病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）の額に〇・〇〇三六〇を、市場公募